（認定の基準）

第六条　国土交通大臣は、安全規則第十二条の二の規定による認定の申請（同令第十二条の五第三項の変更の認定について準用する場合を含む。以下同じ。）があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　適性診断の実施体制について次に掲げる要件を満たしていること。

イ　適性診断の適正かつ確実な実施を確保する体制が整備されていること。

ロ　事務所、テスト用機器その他の適性診断を適正かつ確実に実施するために必要な施設又は設備が備えられていること。

ハ　適性診断を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。

ニ　適性診断テスト又はこれに類するものの実施の実績が十分であること。

二　次に掲げる事項を記載した実施規程を適切に定め、当該実施規程を遵守するものであること。

イ　適性診断の種類

ロ　事務所ごとのカウンセラー名簿

ハ　受診の手続

ニ　適性診断テストの実施方法

ホ　適性診断の受診者に対する適性診断の種類ごとの指導及び助言の実施方法

ヘ　適性診断の受診者の秘密の保持に関する事項

ト　認定の根拠となる法令、適性診断の種類、実施日、実施場所、料金その他適性診断の受診に必要な事項及びこれらをインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段によりあらかじめ一般に周知する方法

チ　事業年度ごとのカウンセラー教育・訓練計画（カウンセラーの指導及び助言の質の維持向上を図るため、指導又は助言に係る研修、実地訓練等の方法により行うカウンセラーの教育又は訓練（以下「カウンセラー教育・訓練」という。）に関する計画をいう。以下同じ。）

リ　第九条各号の規定を遵守するために必要な事項

ヌ　その他適性診断を適正かつ確実に実施するために必要な事項

三　別表第一に掲げる基準により次に掲げるテストを実施するものであること。

イ　性格テスト

ロ　安全運転態度テスト

ハ　危険感受性テスト

ニ　処置判断テスト

ホ　重複作業反応テスト

ヘ　速度見越反応テスト

ト　視覚機能テスト

四　次に掲げる基準により適性診断テストの評価を実施するものであること。

イ　適性診断テストごとの評価を示した診断票を受診者に交付するものであること。

ロ　適性診断テストごとの評価を定量的に示し、かつ、当該評価が相関性及び安定性を有しているものであること。

ハ　適性診断テストの結果に対する所見を受診者に提供するものであること。

五　適性診断テストの評価を踏まえ、別表第二に掲げる実施者、方法及び内容により受診者に指導及び助言を行うものであること。

六　別表第二に掲げる適性診断の種類に応じて、次に掲げる種類のカウンセラーが選任されているものであること。

イ　社団法人日本産業カウンセラー協会が認定する産業カウンセラー又は日本交通心理学会が認定する交通心理士の資格を有する者であって、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者（以下「第一種カウンセラー」という。）

ロ　日本交通心理学会が認定する主任交通心理士若しくは財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者であって、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者又は第一種カウンセラーの要件を満たす者であって、別表第二に掲げる特定診断Ⅰの指導及び助言について三十事例以上の経験を有する者（以下「第二種カウンセラー」という。）

（認定書の交付）

第七条　国土交通大臣は、安全規則第十二条の二の規定による認定の申請があった場合において、申請の内容を審査し、当該申請をした者が第六条各号に掲げる基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

（標準処理期間）

第八条　国土交通大臣は、安全規則第十二条の二の規定による認定の申請がその事務所に到達してから三月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる書類を追加するために要する期間

（遵守事項）

第九条　適性診断の実施者は、次に掲げる事項を遵守して適性診断を実施しなければならない。

一　カウンセラー教育・訓練計画に基づき、少なくとも毎年度一回（カウンセラーとして選任された日の属する年度を除く。）、適性診断の実施者が実施する別表第四に掲げる研修にカウンセラーを参加させるものであること。

二　毎年度五月三十一日までに、前年度の適性診断の実施の結果及びカウンセラー教育・訓練の結果並びに当該年度のカウンセラー教育・訓練計画に関する報告を国土交通大臣に提出するものであること。

三　毎会計年度終了後三月以内に、毎年度の経理に関する事項を国土交通大臣に報告するものであること。

四　適性診断テストの評価並びに指導及び助言の内容を記載した適性診断に係る記録簿を作成し、適性診断を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

五　適性診断の受診者が所属する一般貨物自動車運送事業者等に適性診断の結果を提供するとともに、当該一般貨物自動車運送事業者等からの求めに応じて、当該一般貨物自動車運送事業者等が当該受診者に対し効果的かつ適切に指導及び監督を行うために当該結果を活用する方法を教示するものであること。

（業務の改善）

第十条　国土交通大臣は、適性診断の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、適性診断の実施者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断のカウンセラーとして選任されている者は、それぞれ別表第三に掲げる適性診断の種類に応じ第六条第六号イ又はロの規定によりカウンセラーとして選任された者とみなす。

別表第一（第六条関係）

適性診断テストの種類	認定の基準
性格テスト	安全な運転に関連する性格特性について測定するものであること。